

1 平成29年告示 学習指導要領 C 内容「消費生活・環境」について

本冊子内容に関して、学習指導要領解説のポイントを記述し、本冊子の参照ページを示したものです。

(1) 小学校学習指導要領(平成29年告示) 家庭

C 消費生活・環境

次の(1)及び(2)の項目について、課題をもって、**持続可能な社会の構築**に向けて身近な消費生活と環境を考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 物や金銭の使い方と買物
 - ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
 - (ア) **買物の仕組みや消費者の役割**が分かり、**物や金銭の大切さ**と計画的な使い方について理解すること。
 - (イ) 身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできること。
 - イ** 購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること。
- (2) 環境に配慮した生活
 - ア 自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。
 - イ 環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫すること。

指導事項のアは、消費生活・環境に配慮した生活に関する「知識及び技能」について示し、指導事項のイは、「思考力、判断力、表現力等」について示したものであり、アで身に付けた「知識及び技能」を日常生活で活用し、持続可能な社会の構築の視点から物の選び方、買い方を考え、工夫することができるようにします。指導に当たっては、身近な物を実際に購入する場面を想定し、日常生活で実践できるように配慮します。(12-13 頁参照)

消費生活・環境に関する内容においては、「持続可能な社会の構築」の視点から物事を捉えさせて、自立した消費者を育成していくことが大切です。

本冊子掲載の消費者教育推進法による消費者市民社会の定義や、エシカル消費などの内容が参考になります。(20-24 頁参照)

新設内容です。

「買物の仕組み」では、主に現金による店頭での買い物を扱い、日常行っている買い物が売買契約であることを理解できるようにします。**売買契約の基礎**としては、消費者の申し出と売る人の承諾によって売買契約が成立すること、買う人はお金を払い、売る人は商品を渡す義務があること、買った人の一方的な理由で商品を返却できないことなどを扱います。(4-5 頁参照)

「消費者の役割」では、消費者であることの自覚をもたせ、買う前に本当に必要かどうかをよく考えることや、買った後に十分に活用して最後まで使い切ることを理解できるようにすること、自分や家族の消費生活が環境などに与える影響についても考えることなど、適切な消費行動をとる必要があることに気付かせるようにします。(20-24 頁参照)

買い物で困ったことが起きた場合には、保護者と共に消費生活センターなどの相談機関を利用することにも触れます。(16-19 頁参照)

中学校の「売買契約の仕組み」、「消費者の基本的な権利と責任」、「消費者被害の背景とその対応」の基礎となる学習になります。

家庭で扱う金銭(家庭の収入)は、家族が働くことによって得られた限りあるものであり、有効に使うことの重要性を理解できるようにします。プリペイドカードなどは、金銭同様に大切に扱う必要があることを理解できるようにします。(6-7 頁参照)

<注>

※赤枠内が学習指導要領の本文です。本冊子内容に関するところの学習指導要領解説のポイントと、参照頁を示しています。

※児童によって家庭生活の状況が異なることから、各家庭や児童のプライバシーを尊重し十分配慮しながら取り扱うようにします。

(2) 中学校学習指導要領(平成29年告示) 技術・家庭(家庭分野)

C 消費生活・環境

次の(1)から(3)までの項目について、課題をもって、**持続可能な社会の構築**に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) **金銭の管理と購入**
 - ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
 - (ア) **購入方法や支払い方法の特徴**が分かり、**計画的な金銭管理の必要性**について理解すること。
 - (イ) **売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応**について理解し、**物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切に**できること。
 - イ 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。
- (2) 消費者の権利と責任
 - ア 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。
 - イ 身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。
- (3) 消費生活・環境についての課題と実践
 - ア 自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること。

持続可能な社会の構築に向けて、消費者教育推進法の定義に基づく消費者市民社会の担い手として、自覚をもって環境に配慮したライフスタイルの確立の基礎を培うことを意図しています。

本冊子掲載の消費者教育推進法による消費者市民社会の定義や、エシカル消費などの内容が参考になります。(20-24 頁参照)

キャッシュレス化の進行に伴い、「金銭の管理」に関する内容が新設となります。金銭の管理と購入について、課題をもって、計画的な金銭管理の必要性について理解し、購入方法や支払い方法の特徴、売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応及び物資・サービスの選択に関する基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について工夫できるようにします。(6-19 頁参照)

購入方法の特徴については、インターネットを介した無店舗販売を取り上げ、利点と問題点について理解できるようにします。(13-15 頁参照)

支払い方法の特徴については、支払い時期(前払い、即時払い、後払い)の違いによる特徴が分かるようにするとともに、**クレジットカードによる三者間契約**(新設内容)を取り上げ、二者間契約と比較しながら利点と問題点について理解できるようにします。(6-11 頁参照)

売買契約について、未成年、成年の法律上の責任の違いにも触れます。売買契約については、両者が対等な立場で契約に臨むことが公正な取引の前提であり、消費者の意思が尊重されなければならないことに触れます。また、消費者にとって熟慮する時間が短かったり、必要な情報が与えられなかったりする場合に、消費者被害に結び付きやすいことに気付かせるようにします。(16-19 頁参照)

消費者被害の背景については、消費者被害が消費者と事業者(生産者、販売者等)の間にある情報量などの格差によって発生することを理解できるようにします。(16 頁参照)

消費者被害への対応については、消費者と事業者が対等な立場で結んだ公正な売買契約であるかどうかを判断する必要性について理解できるようにします。また、誤った使い方などによる被害を防ぐためには、消費者が説明書や表示、契約内容を確認することが重要であることに気付かせるようにします。(16-19 頁参照)

さらに、消費者支援の具体例として、地域の消費生活センターなどの各種相談機関やクーリング・オフ制度を取り上げ、消費者を支援する仕組みがあるのは、消費生活に係わる被害を未然に防いだり、問題が発生した場合に適切に対応して被害を拡大させないようにしたりするためであることを理解できるようにします。その際、通信販売にはクーリング・オフ制度が適用されないことにも触れるようにします。(13-19 頁参照)

被害にあった場合の対応については、保護者など身近な大人に相談する必要があることに気付かせるようにし、地域の相談機関の連絡先や場所などの具体的な情報についても触れるようにします。(19、30-33 頁参照)

<注>

※赤枠内が学習指導要領の本文です。本冊子内容に関するところの学習指導要領解説のポイントと、参照頁を示しています。

※生徒によって家庭生活の状況が異なることから、各家庭や生徒のプライバシーに十分配慮しながら取り扱うようにします。